

# 「島田であそぼうけん」キャンペーン登録事業者募集要項

## ■1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて落ち込んだ観光産業の回復を図るため、島田市内の観光体験・宿泊関連事業者のサービスに対して使用できるクーポン「島田であそぼうけん」を発行するキャンペーンを実施することにより、個人・少人数旅行者の分散型旅行を促進して旅行需要を喚起し、継続的な域内経済の活性化を図るもの。

## ■2 「島田であそぼうけん」とは

- 島田市内の観光体験・宿泊サービスを提供する登録事業者で使用できる共通クーポン券
- 1,000 円/枚（ひとり最大5枚まで購入可能）
- 1枚で 2,000 円分使用可能

## ■3 クーポン利用期間

令和4年6月10日(金)から令和4年11月30日(水)（予定）

※クーポンの販売時期は、第1期を6月10日(金)から、第2期を9月1日(木)から予定しています。

## ■4 クーポン利用の流れ(利用者のフロー)

1. ウェブサイトで希望枚数(最大5枚)を事前購入する。
2. 希望する宿泊施設または観光体験メニューを予約する。
3. ご利用当日までに「TOURIST INFORMATION おおいなび」で紙クーポンと引き換える。
4. ご利用当日、使いたい枚数分の紙クーポンを事業者に手渡す。

※クーポンでの支払い後、残額が出た場合は現地でお支払い。

(例: 宿泊代 12,000 円の場合、クーポン5枚を使用して 10,000 円分支払い、残りの 2,000 円を現地で支払う)

## ■5 対象サービス

- 宿泊サービス
  - ・ 市内宿泊施設で提供される宿泊サービス(現地払いのみ)
  - ※11/30 チェックイン、12/1 チェックアウト分まで利用可能
- 観光体験サービス
  - ・ 市内観光体験事業者で提供される観光体験サービス(現地払いのみ)
  - ・ 原則として設定料金の8割以上を観光体験サービスが占めるもの。  
(残り2割はお土産、食事等でも可)

## ■6 対象外のサービス

- 以下の商品は対象外となります。
  - ・ 納税・公的手数料等国や地方公共団体への支払い及び公共料金の支払い
  - ・ 株式・先物・宝くじ等の金融商品、土地・家屋等の不動産に関する支払い
  - ・ 商品券(各店舗で発行する商品券含む)・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いものの販売
  - ・ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの販売
  - ・ オンライン販売等対面で支払いができない販売及びサービス

## ■7 他割引制度との併用

- GOTOトラベルや県民割等の国県等、他の割引制度との併用可能。
- 但し、それにより本クーポンの割引が満額享受できない場合でも返金等は一切受け付けません。

## ■8 クーポン利用に関する留意点

- クーポンは利用期間内に限り利用可能です。
- クーポン購入後の返品はできません。
- クーポンと現金の引き換えはしません。
- クーポンで支払った分に対する釣り銭は発生しません。

## ■9 登録事業者の応募資格

- 対象となる事業者
  - ・ 各業種団体等の「感染拡大防止ガイドライン」を遵守し、島田市内において観光体験サービスを提供している者又は宿泊施設を運営している者。
  - ・ 島田市内で現に事業を営んでおり、市内に主たる事業所等を有するもの。また、今後も事業継続の意思がある者。
- 対象外となる事業者
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する営業を行う者。
  - ・ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等。
  - ・ 市税を滞納している者。

## ■10 実績報告及び換金について

- お客様から半券が付いたままのクーポンを回収し、お客様の氏名と使用日を必ずボールペンで記入して下さい(鉛筆不可)。
- 毎月1回、回収したクーポンの半券を切り取り、その半券を添付の上、実績報告書兼請求書を提出して下さい(クーポン原本は事業者が保管して下さい)。
- 使用済クーポンの半券の枚数に応じて換金額を支払いますので、紛失しないようご注意ください。  
※換金は実績報告書に添付された使用済クーポンの半券の枚数分のみです。お客様がクーポンで支払った後、残額請求分が発生していないか必ずご確認いただき、残額分がある場合はお客様にご請求下さい。残額の請求不足分の補填は一切いたしません。
- 使用日及び氏名の記入がないクーポンの半券は無効です。
- 実績報告及び支払いのスケジュールは以下のとおりです。
  - ・ 実績件数の集計： 月末締め
  - ・ 実績報告書兼請求書の提出： 翌月7日
  - ・ 換金額のお振込： 毎月 20 日

## ■11 新型コロナウイルス感染症について

- ※ 感染状況等によって、本キャンペーンは延期または中止となる可能性があります。予めご了承下さい。
- 消毒、換気、マスク着用、フィジカルディスタンスの確保等、基本的な感染防止対策を講じる他、各業種ガイドラインに沿って対策すること。

- 関係する感染症ガイドラインの遵守とともに、国、県及び市の感染拡大防止策踏まえて、感染防止対策に万全を期すこと。

## ■12 申込方法

登録を希望される方は、募集要項をよく読み、内容についてご了承の上、申込期限までに提出書類をメールでお送り下さい。審査を経て参加店舗として登録します。

(1) 提出書類:

※申込用紙一式は「島田市ホームページ」からダウンロード下さい。

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kanko-docs/asobou2022.html>

- ① 登録申込書
- ② 企画確認書(観光体験サービス事業者のみ)
- ③ 誓約書
- ④ パンフレット掲載用画像データ (サービスメニューの魅力が伝わる画像)

(2) 最終締切日: 令和4年9月30日(金)

※登録事業者は最終締切日まで随時募集していますが、クーポン利用開始日にサービス提供を開始するためには6月3日(金)までにご応募下さい。

(3) 申込先: [ooinavi@shimada-ta.jp](mailto:ooinavi@shimada-ta.jp)

※登録後であっても、下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
2. 不適切な運用等により、登録を取り消すと判断した場合

### 【お問い合わせ】

TOURIST INFORMATION おおいなび

電話番号／電話:0547-39-3166、Fax:0547-39-3188

営業時間／午前9時から午後6時まで

定休日／毎月第2火曜日